

◎歳入の算定方法（令和3年度の三島市決算見込みをベースに算定）

歳入名称	算定方法
市税	大規模な税率改定がなければ経済成長率に準じて微増（別途算定）
地方揮発油譲与税	EV・HB車両の増加により減少傾向（R4以降は毎年1%減と見込む）
自動車重量譲与税	景気に左右されるが横ばいが続く（R4以降はR2,R3の平均とする）
森林環境譲与税	納税義務者数が減少しない限り横ばいが続く（R4以降はR2,R3の平均）
利子割交付金	金利が底をついているので横ばいが続く（R4以降はR2,R3の平均）
配当割交付金	株式市場に左右される（R4以降はR2,R3の平均）
株式等譲渡所得割交付金	株価と取引件数に左右される（R4以降はR2,R3の平均）
法人事業税交付金	コアが終息すれば、微増が続く（R4以降は0.5%ずつ増）
地方消費税交付金	税率が変わらない限り微増（R4以降は0.5%ずつ増）
ゴルフ場利用税交付金	ほぼ横ばいが続く（R4以降はR2,R3の平均）
環境性能割交付金	エコ減税の延長によりR6までは3千万円 R7以降は減税期間が終了し9千万円で固定
地方特例交付金	ほぼ横ばいが続く（R4以降は1億1千万円で固定）
地方交付税	特別交付税は2億円で固定 普通交付税は臨時財政対策債（臨財債）と密接な関係があり、普通交付税と臨財債の合計額を24億円と推計し、 24億円 - 起債計画上の臨財債 - 人口減少による基準財政需要額の減額分 =普通交付税額と算定
交通安全対策特別交付金	ほぼ横ばいが続く（R4以降は2千万円で固定）
分担金及び負担金	保育料については子どもの減少によりR4以降2%ずつ減と算定 その他は1,500万円で固定
使用料及び手数料	清掃手数料はR4以降2%ずつ減と算定 その他市営住宅使用料等は0.5%ずつ減と算定
国庫支出金	事業量と事業種目により大きく増減（別途算定）
県支出金	事業量と事業種目により大きく増減（別途算定）
財産収入	ほぼ横ばいが続く（R4以降はR1~R3の平均）
寄附金	ふるさと納税により微増が続くが1億7,800万円で固定
繰入金	駐車場特別会計についてはR4以降9千万円、R13以降は8千万円 財政調整基金は見込まず庁舎建設基金はR10~R13まで毎年5億円を見込む
繰越金	5億円で固定
諸収入	学校給食費が半分を占める（R4以降は11億円で固定）
市債	起債計画より算定